

特許権	判決年月日	平成31年4月25日	知財高裁第2部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10094号	
○ 発明の名称を「流体で満たされた管内の狭窄部の特徴を描写するシステムおよびその動作方法」とする発明に係る特許出願について、明確性要件違反が認められず、また、進歩性も欠如しないとされた事例。			

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法36条6項2号, 29条2項

(関連する権利番号等) 特願2013-547908号, 不服2016-16781号

### 判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「流体で満たされた管内の狭窄部の特徴を描写するシステムおよびその動作方法」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、明確性要件違反の有無、進歩性の有無である。

2 本判決は、以下のとおり判示して、審決を取り消した。

(1) 本願発明の技術的意義は、「FFRは、薬剤を投与して血流が最大に増加した状態である最大充血条件の下におけるPdの平均値のPaの平均値に対する比であるところ、本願発明は、薬剤を投与して血流を最大に増加させた状態ではない通常の状態では、一つの測定センサを使用し、同センサを血管内を移動させて、任意の位置において血圧を測定し、それらの数値の平均値を求めることなく、それらを測定した瞬間の数値を基にそれらの比を計算するというものである」と認められる。このように、本願発明においては、各位置の血圧の平均値を求めないことから、各位置の血圧の測定は、1心周期以上の間継続して行うことはなく、当該装置の性能に応じて、瞬間的なものとなる。

そうすると、本願発明において、「最大充血条件なしで」とは、薬剤を投与して血流を最大に増加させた状態ではないことを意味し、「即時圧力測定」とは、瞬間の数値を測定することを意味することになり、「最大充血条件なしで」及び「即時圧力測定」の意義は一義的に明確であるというべきである。

したがって、明確性要件違反は認められない。

(2) 本願発明と引用発明との相違点1として、「血管内の二つの位置の血圧の比の計算において、本願発明は、一つの測定センサによって、瞬間的に各位置の血圧の測定を行い、同測定によって得られた各血圧の比を計算するのに対して、引用発明は、一つ又は複数の測定センサによって、継続して遠位血圧Pdと近位血圧Ppの測定を行い、各血圧の平均値を測定し、同測定によって得られたPdの平均値のPpの平均値に対する比を計算する点」が認められるところ、当業者において、引用文献3に記載された事項から、引用発明の構成について、血管の各位置の瞬間の血圧を測定し、その比を計算するという構成を具備するものとするを容易に想到できるというべき事情は認められない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、引用発明及び引用文献 3 に記載された事項から、本願発明を容易に発明できたとはいえない。